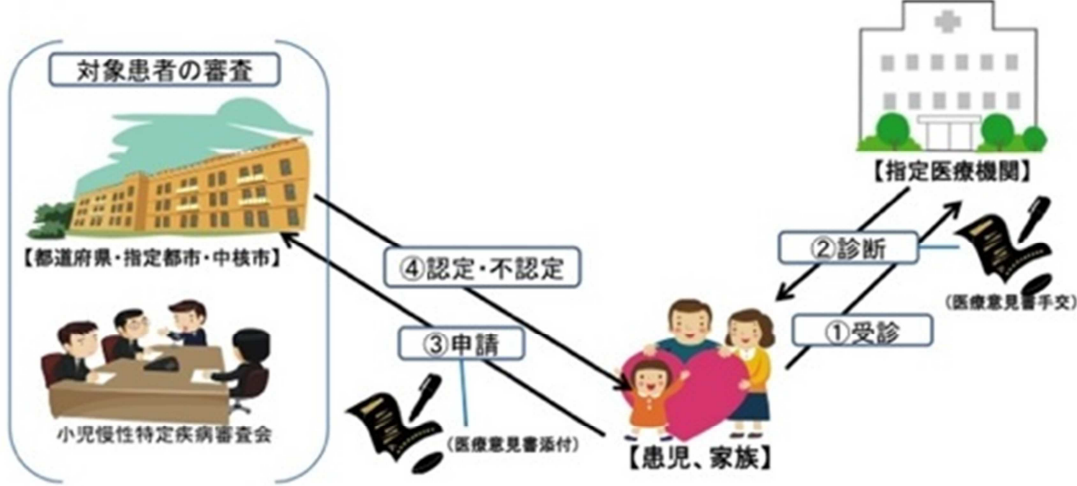


医療費の支給認定申請の方法

1 手続きの流れ

小児慢性特定疾病の医療費助成の申請については以下のとおりです。



2 申請に必要な書類

(1) 全員必ずご用意いただくもの

必要書類	注意事項等
小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書	所定の様式に記入してください。 受診者、申請者（受診者が加入している医療保険の被保険者等の保護者）及び受診者本人と同じ医療保険に加入する方全員分の個人番号の記載が必要となりますので、ご確認の上、来所してください。 <small>原則、申請者は医療保険の被保険者等の保護者としていますが、その他の方が申請者となる場合には、お住まいの市町を管轄する保健所にご相談ください。</small>
同意書	所定の様式に、記入してください。 申請者の高額療養費の区分を県から申請者の加入する保険者に照会する際に必要となるものです。
医療意見書	知事等が指定する指定医から交付を受ける必要があります。 主治医の先生に御相談ください。
世帯全員分の住民票	発行後3ヶ月以内のものに限ります。 続柄は省略しないでください。 <small>個人番号が記載されているものは、個人番号の確認書類（裏面参照）としても使用いただけます。</small>
市町村民税課税（非課税）証明書※	市町村から交付を受けてください。 受診者が加入する医療保険により、2ページの表に従って提出してください。 <small>4～6月の申請の場合・・・前年度のもの 7～3月の申請の場合・・・当年度のもの</small>
健康保険証の写し	受診者が加入する医療保険により、以下のとおり提出してください。 <small>国保（国保組合）・・・住民票に名前のある全員の健康保険証 上記以外・・・受診者の健康保険証</small>
個人番号の確認書類	窓口に来所する方により、必要となる書類が異なります。 3ページの「※個人番号の確認書類」に従って提出してください。

※市町村民税課税(非課税)証明書の提出方法

加入する医療保険	提出する市町村民税課税(非課税)証明書
国保(国保組合)	受診者と同じ国保に加入している方全員分(義務教育修了前の児童については省略可能)
社会保険(上記以外)	受診者が加入している医療保険の被保険者の方の分

- 市町村民税(所得割)額や所得額が記載されているものであれば、「市町村民税額の決定通知書」でも代用可能です。(ただし、社会保険加入者で非課税の方と国民健康保険組合加入者は「市町村民税課税(非課税)証明書」が必要です)。
- 提出する全ての市町村民税課税証明書の市町村民税(均等割含む)が0円の場合は、申請書裏面【4】に申請者の収入額を記入し、振込通知書等収入額がわかるものの写しを提出してください。申請者の合計所得金額の確認も必要となりますので、非課税証明書に合計所得金額が載っていない場合には、非課税証明書ではなく課税証明書を提出してください。

(2) 該当者のみ必要な手続き

① 重症認定

手続きが必要な場合	手続き
「小児慢性特定疾病重症患者認定基準」に該当する場合(主治医の先生に御確認ください)	申請書表面の自己負担上限月額の特例「重症患者認定該当者」にし点を入れ、重症患者認定申告書を提出してください。

② 世帯内按分の特例

手続きが必要な場合	手続き
受診者と同じ医療保険の世帯の中で、受診者以外に小児慢性特定疾病又は指定難病の受給者証を所持している方がいる場合	申請書表面の自己負担上限月額の特例「世帯内按分特例者」にし点を入れ、裏面【2】の欄に記入してください。該当者の受給者証をお持ちください。

③ 人工呼吸器等の装着者

手続きが必要な場合	手続き
人工呼吸器、体外式補助人工心臓等を装着している場合	別途医師による証明書が必要となりますので、管轄する保健所または県庁こども家庭課まで御連絡ください。

④ 成長ホルモン治療者

手続きが必要な場合	手続き
成長ホルモン治療を受けている場合	別途成長ホルモン治療用意見書と医療機関で実施した検査データを提出してください。

※個人番号の確認書類

手続きのために来所する方は、様式第1号「小児慢性特定疾病医療費支給申請書」の「申請者」(受診者が加入している医療保険の被保険者等の保護者)本人ですか？

はい→Aへ

いいえ→Bへ

A 申請者本人が保健所に来所して手続きを行う場合(①と②の両方が必要)

② 申請者の身元を確認できる書類 (アからウのうちいずれか)	ア	<input type="checkbox"/>	個人番号カード
	イ	<input type="checkbox"/>	以下の書類のうち1つ(顔写真の表示があるもの) ・運転免許証 ・身体障害者手帳 ・療育手帳
	ウ	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	ア、イの用意が困難な場合は以下の書類のうち2つ ・公的医療保険の被保険者証 ・児童扶養手当証書 ・源泉徴収票 ・市町村民税課税(非課税)証明書 等

B 代理人(申請者以外)が保健所に来所して手続きを行う場合(①～③の全てが必要)

③ 代理人の身元を確認できる書類 (キ又はクのいずれか)	キ	<input type="checkbox"/>	以下の書類のうち1つ(顔写真の表示があるもの) ・運転免許証 ・身体障害者手帳 ・療育手帳
	ク	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	以下の書類のうち2つ ・公的医療保険の被保険者証 ・児童扶養手当証書 ・源泉徴収票 ・住民票 ・市町村民税課税(非課税)証明書 等